

宅地建物取引業各種申請におけるマイナンバー記載の住民票の取扱いについて

宅地建物取引士資格登録の申請や登録事項変更, 宅地建物取引業免許申請の手続きに際して添付する住民票につきましては、個人番号（マイナンバー）の記載されていない住民票を添付してください。

やむを得ず、個人番号の記載されている住民票を添付する場合には、恐れ入りますが、黒の油性マーカー等で個人番号をマスキング（塗りつぶし）して添付してください。

【問い合わせ先】

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県土木部都市局建築指導課 監察・免許G

TEL 029-301-4722